◎新潟県公安委員会告示第145号

技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）第１条の規定により、令和４年中の技能検定員審査を次のとおり行う。

令和３年12月24日

新潟県公安委員会

委員長　　津　野　　敏　江

１　審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査の期日	申請期間
技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	第１回	４月11日（月）から４月15日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	２月18日（金）から３月４日（金）までの間
	第２回	７月11日（月）から７月15日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	５月13日（金）から５月27日（金）までの間
	第３回	11月14日（月）から11月18日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	９月５日（月）から９月22日（木）までの間
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽引）	第１回	５月16日（月）から５月20日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	３月22日（火）から４月４日（月）までの間
	第２回	10月３日（月）から10月７日（金）までの５日間 （午前８時30分から午後５時まで）	７月15日（金）から７月29日（金）までの間

２　審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港７丁目１番地１

新潟県警察本部交通部運転免許センター

３　受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

(1) 25歳以上の者であること。

(2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（技能検定員審査（大型二種）を受審する場合にあっては大型二種免許、技能検定員審査（中型二種）を受審する場合にあっては大型二種免許又は中型二種免許、技能検定員審査（普通二種）を受審する場合にあっては大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の２第４項第２号ロからホまでのいずれにも該当しない者であること。

(4) 対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者であること（技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

４　審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者にあっては、免除細目以外の細目）について行う。

(1) 技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）

ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）

イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）

ウ　法第108条の28第４項に規定する教則の内容となっている事項（論文）

エ　自動車教習所に関する法令についての知識（論文）

オ　技能検定の実施に関する知識（論文）

カ　自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）

(2) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）

イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）
ウ　旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識（論文）
エ　自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）

5　審査の申請手続

技能検定員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

(1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し
(2) 審査細目の一部を免除される者にあっては、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
(3) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する者にあっては、対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の写し

6　審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

7　本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係
電話番号　025－256－1212　内線　256